

## 令和 3 年度の国民健康保険料について

## 1 保険料率の改定

- 令和 2 年 3 月に策定した「西東京市国民健康保険財政健全化計画」では、一般会計からの法定外繰入を計画的・段階的に解消・削減するため、令和 3 年度に保険料率の改定を行うこととしている。
- 令和 3 年度の保険料率改定により、約 1.7 億円の法定外繰入の削減を見込む。
- なお、保険料率の改定に当たっては、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大が被保険者の生活に与える影響を考慮する必要がある。

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応（令和 2 年 9 月末時点）

- ・ 傷病手当金支給件数 5 件 支給額合計 212,899 円
- ・ 保険料減免件数 554 件 減免額合計 59,374,914 円
- ・ 保険料猶予件数 276 件 猶予額合計 36,689,254 円

(保険料率)

区 分	令和 2 年度			令和 3 年度（案）		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割 (増減)	5.41%	1.68%	1.64%	<u>5.57%</u> (+0.16P)	<u>1.76%</u> (+0.08P)	<u>1.67%</u> (+0.03P)
均等割 (増減)	31,600 円	6,500 円	14,300 円	<u>32,500 円</u> (+900 円)	<u>7,200 円</u> (+700 円)	14,300 円 (±0 円)

(1 人あたり平均保険料額)

	令和 2 年度	令和 3 年度（案）
医療分（増減）	65,284 円	67,118 円（+1,834 円）
支援分（増減）	17,896 円	19,005 円（+1,109 円）
介護分（増減）	27,226 円	27,517 円（+291 円）
合 計（増減）	<b>110,406 円</b>	<b>113,640 円</b> （+3,234 円）

## 2 保険料の被保険者均等割額の減額基準の見直し（令和 3 年度から）

- 平成 30 年度税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除が 10 万円引き下げられるとともに、基礎控除が 10 万円引き上げられる。
- 国保制度においては、地方税法の規定を引用している部分があるため、被保険者の属性により、均等割額の軽減判定に用いる「**総所得金額等**」が影響を受けることとなる。

(税制改正による所得等への影響)

	給与・年金所得世帯	フリーランス・自営業等
収入金額	変化なし	変化なし
<b>総所得金額等</b>	<b>増加</b> (給与所得控除等↓)	変化なし
課税所得	変化なし (給与所得控除等↓、基礎控除↑)	減少 (基礎控除↑)

- 国保においては、低所得世帯に対する保険料の負担を軽減するため、世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び同一世帯所属者の**総所得金額等**が一定額以下の場合に、保険料のうち均等割額について、その額の7割、5割、2割を軽減する措置を講じている。
- 一定の給与所得者等が2人以上いる世帯については、平成30年度税制改正後、本人の課税所得に変化がない場合でも、軽減判定に該当しなくなる場合があることから、軽減判定基準において、軽減判定所得の算定時における基礎控除額相当分の基準額を43万円(現行:33万円)に引き上げるとともに、10万円に、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数から1を減じた数を乗じて得た金額を加えることとする。(国保令第29条の7第5項関係)

(軽減判定基準の見直し案)

	【現行】基準判定所得	【見直し後】基準判定所得
7割軽減基準額	基礎控除額(33万円)	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減基準額	基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × 被保険者数	基礎控除額(43万円) + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減基準額	基礎控除額(33万円) + 52万円 × 被保険者数	基礎控除額(43万円) + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

- 基準の見直しの影響を受ける世帯数(フリーランス等の世帯)
    - ・ 5割から7割軽減に移行する世帯 446世帯
    - ・ 2割から5割軽減に移行する世帯 278世帯
    - ・ 新たに2割軽減が適用される世帯 197世帯
- 合計 921世帯 (令和2年10月8日試算)

### 3 規程整備

軽減判定基準の見直しについては令和2年第4回定例会、保険料率の改定については令和3年第1回定例会にて条例改正を行う予定である。